

ユーロ危機の制度分析

神戸大学大学院経済学研究科

久保広正

ギリシャ危機を契機とするユーロ危機は依然として深刻であり、マーケットでは、しばしばギリシャの「ユーロ圏離脱」説が指摘されている。また、資金の最大拠出国であるドイツの「ユーロ圏離脱」、あるいは、これらによる「ユーロ崩壊」説も主張されるようになってきている。果たして、EU 及びユーロ創設に関する制度から判断して、こうした可能性はありえるのか。本報告の目的は、ユーロ創設に至る政治的、法的要因に注目し、ユーロ危機を制度的な視点から分析することにある。

本報告においては、まず第 1 に、欧州連合条約のなかで通貨統合に関する条文に注目し、その政治的背景について分析する。すなわち、一般的には通貨統合の参加条件として、財政赤字/GDP 比率が 3%以内、公的債務残高/GDP 比 60%以内などが重要と指摘されている。ただ、実際の条文は柔軟な解釈が可能ないように規定されている。本報告では、そのような条文が規定された政治的背景について論じる。第 2 に、1993 年 10 月に下されたドイツ憲法裁判所による欧州連合条約の合憲判決の内容を紹介する。同判決によれば、欧州中央銀行はドイツ連銀と同様に物価安定を目的とした金融政策が実施されるはずであり、そのため、欧州連合条約はドイツ基本法には違反していないとされた。換言すれば、例えば、欧州中央銀行が無制限な国債購入を実施すれば、再度、ドイツにおいて違憲訴訟が提起され、ドイツ憲法裁判所は通貨統合に関して違憲判決を下す可能性がある点を指摘する。

最後に、リスボン条約における EU 脱退規定についても検証する。リスボン条約には、EU 基本条約で初めて脱退 (withdraw) 規定が盛り込まれた。なお、ここでいう脱退とは、あくまで当該国が自主的に離脱を望む場合を規定しており、他の加盟国が特定の加盟国を排除することではない。従って、ギリシャが自主的にユーロ圏から離脱することは可能であるが、その場合、ギリシャは同時に EU からの離脱することになるとの解釈が一般的である。すなわち、ギリシャは EU からの各種補助金の受給をあきらめざるをえないことになる。果たしてギリシャは、そのような選択を行うであろうか。

これらの分析を通じ、さらには 2012 年にも発効するとされる「新財政規律協定」についても吟味することにより、今後、EU 及びユーロ圏がたどるとみられる姿について、制度的側面から論じることにする。